

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領

〔平成２６年３月２８日
政治資金適正化委員会決定〕

改正 平成２９年 ３月３１日
 改正 平成３０年 ８月 ９日
 改正 令和 元年 ５月 １日
 改正 令和 ２年１０月２２日
 改正 令和 ３年１０月２１日
 改正 令和 ４年 ５月２５日
 改正 令和 ６年 ２月２８日
 改正 令和 ６年 ３月２５日
 改正 令和 ７年 〇月〇〇日

１ 研修の目的

政治資金規正法第１９条の３０第１項第３号に基づき、政治資金規正法第１９条の２７第１項に規定する政治資金監査に関する研修で修得した専門的知識をフォローアップする研修（以下「フォローアップ研修」という。）を行うことで、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする。

２ フォローアップ研修の対象者

政治資金規正法第１９条の２７第１項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

３ フォローアップ研修の実施

政治資金適正化委員会はフォローアップ研修において、次の研修を実施する。

- （１）政治資金監査実務の基礎知識の定着に資する研修
（以下「再受講研修」という。）
- （２）政治資金監査実務の向上に資する研修
（以下「実務向上研修」という。）

４ フォローアップ研修の時間及び内容

- （１）フォローアップ研修の時間は全体で５時間半程度とする。

(2) 講義の内容及び時間は、次のとおりとする。

① 再受講研修（全体は3時間程度、講義時間は2時間半程度）

政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）の「3 研修の時間及び内容」と同様とする。

② 実務向上研修（全体は2時間半程度、講義時間は2時間15分程度）

主に以下の内容について講義を行うこととし、詳細は各年度に決定する。

- ・政治資金監査のポイント
- ・政治資金監査の質の向上
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」及び「政治資金監査に関するQ&A」等の改定に伴う政治資金監査制度に関する変更点
- ・演習問題

~~（3）（2）①及び②の講義の終了後、政治資金監査に関する具体的な指針等の内容に関する小テストを実施する。なお、当該小テストの結果により研修の可否判定を行うものではない。~~

5 フォローアップ研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法によりフォローアップ研修を実施する。

（1）集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

（2）個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

（3）リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

6 フォローアップ研修の受講

フォローアップ研修のうち、再受講研修は特に希望する者が受講するものであるが、実務向上研修はできる限り受講することが望ましい。

7 フォローアップ研修の受講手続

フォローアップ研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) フォローアップ研修受講申込書の提出

フォローアップ研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講を希望する研修の日時・会場（リモート研修の場合は受講希望月）を記載した書面（「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書」（別紙様式1）。以下「フォローアップ研修受講申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

- ① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前までに郵送又は電子メールを送信する方法により提出する（必着）。
- ② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前までに郵送又は電子メールを送信する方法により提出する（必着）。（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。）
- ③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限内に電子メールを送信する方法により提出する（必着）。

(2) 研修受講者への通知

政治資金適正化委員会は、フォローアップ研修受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、フォローアップ研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。

- ① 集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した書面（「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書」（別紙様式2））を交付する。
- ② リモート研修 受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。

(3) フォローアップ研修手数料

フォローアップ研修手数料は無料とする。

(4) 提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、(1)に定める提出期限後にフォローアップ研修受講申込書が提出されたときは、その受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）のフォローアップ研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に、研修受講の手続を進めることができるものとする。

8 フォローアップ研修受講者の遵守事項

(1) 集合研修・個別研修

フォローアップ研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(2) リモート研修

フォローアップ研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

9 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するフォローアップ研修受講者に対し、研修受講証明書（別紙様式3）を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様に基つき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、フォローアップ研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

令和2年度におけるフォローアップ研修は、「リモート研修実施要領」（令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定）に基づき実施する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式 1)

フォローアップ研修（申込）

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※受講を希望する研修が「再受講研修のみ」又は「実務向上研修のみ」の場合には、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択することとし、「両研修」の場合には、終日（10:00～16:30）を選択すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月	受講する研修の選択
第1希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修
第2希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること。）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

（公認会計士及び税理士のみ）

当委員会が実施するフォローアップ研修は、公認会計士にあつては（実務向上研修に係る集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施するフォローアップ研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協両会においてはける研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定に必要な情報を当委員会から同協両会に提供することで、受講者が同協両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」に☑を入れてください。ただし、日本公認会計士同協会への実務向上研修に係る個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもつてのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」に☑を入れてください。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

☐ 同意します。（☐日本公認会計士協会 ☐日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。

☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

☐ 同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式 2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、下記のとおり通知します。

記

受 講 者 氏 名	
登 録 番 号	
研 修 日 時	(再受講研修) 令和 年 月 日 ○○:○○~○○:○○ (実務向上研修) 令和 年 月 日 ○○:○○~○○:○○
研 修 会 場	
携 行 品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 3)

研修受講証明書

受講者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づく研修を受講したことを証明する。

記

1 研 修 名 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修 (〇〇〇〇)

(集合研修の場合)

2 受講日時 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 受講場所

(個別研修の場合)

2 受講日時 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 受講場所 総務省政治資金適正化委員会事務局内

(リモート研修の場合)

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

〇〇. 〇〇. 〇〇

政治資金適正化委員会
事務局